

**算定要件** (指定地域密着型(介護予防)サービスに要する費用の額の算定に関する基準等より抜粋)

(下線は改正部分)

**(1) 小規模多機能型居宅介護費**

<b>科学的介護推進体制加算【新設】</b>	
<p>ワ 科学的介護推進体制加算</p> <p>注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2) 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	

<b>サービス提供体制強化加算【要件・区分】</b>	
<p>カ サービス提供体制強化加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) イを算定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位</li><li>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640単位</li><li>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位</li></ul> <p>(2) ロを算定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 25単位</li><li>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 21単位</li><li>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位</li></ul>	<p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>五十七 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ)に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>(3) 次のいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(一) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。</li><li>(二) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の二十五以上であること。</li></ul> <p>(4) 通所介護費等算定方法第七号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) (略)</li><li>(2) イ(1)、(2)及び(4)に適合するものであること。</li></ul> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(一) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める</li></ul>

(小規模多機能型居宅介護費・介護予防小規模多機能型居宅介護)

	<p>割合が百分の四十以上であること。</p> <p>(二) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。</p> <p>(三) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</p> <p>(2) (略)</p>
--	--

(1) 介護予防小規模多機能型居宅介護費

科学的介護推進体制加算【新設】	
<p>リ 科学的介護推進体制加算</p> <p>注 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2) 必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	

サービス提供体制強化加算【要件・区分】

<p>ヌ サービス提供体制強化加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) イを算定している場合</p> <p>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位</p> <p>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640単位</p> <p>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位</p> <p>(2) ロを算定している場合</p> <p>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 25単位</p> <p>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 21単位</p> <p>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位</p>	<p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>百二十六 介護予防小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準</p> <p>第五十七号の規定を準用する。この場合において、同号イ(4)中「通所介護費等算定方法第七号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十一号」と読み替えるものとする。</p> <p>※第五十七号の規定</p> <p>五十七 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ)に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>(3) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。</p> <p>(二) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、勤続年数十年以上</p>
--	--

(小規模多機能型住宅介護費・介護予防小規模多機能型住宅介護)

	<p><u>上の介護福祉士の占める割合が百分の二十五以上であること。</u></p> <p>(4) <u>通所介護費等算定方法第七号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>イ(1)、(2)及び(4)に適合するものであること。</u></p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>次のいずれかに適合すること。</u></p> <p>(一) <u>指定小規模多機能型住宅介護事業所の小規模多機能型住宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。</u></p> <p>(二) <u>当該指定小規模多機能型住宅介護事業所の小規模多機能型住宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。</u></p> <p>(三) <u>当該指定小規模多機能型住宅介護事業所の小規模多機能型住宅介護従業者の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</u></p> <p>(2) (略)</p>
--	---